社会福祉法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

１．改正の趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「社福法施行令」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「士士法施行令」という。）等について必要な規定の創設や改正等を行うもの。

２．改正の内容

（１）社福法施行令の一部改正（第１条関係）

○　改正法第１条により、改正法による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）において、小規模市町村（社福法第 106 条の６第１項に規定する小規模市町村をいう。以下同じ。）における包括的な支援体制の整備を推進する事業として小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（社福法第 106 条の６第１項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業をいう。以下同じ。）が新設された。

○　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施した場合、当該事業に係る費用は小規模市町村の支弁（社福法第 106 条の７第２項）とした上で、国及び都道府県は、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する小規模市町村に対し、交付金を交付する（社福法第 106 条の９の２及び第 106 条の９の３）こととしており、これに伴い、以下の内容について社福法施行令に規定する。

（ⅰ）小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に要する費用に対する国及び都道府県の交付金の交付の方法として、毎年度、社福法施行令第 28 条の３（第２項を除く。）の規定により算定した当該年度における小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に要する費用について行うものとする。（社福法第 106 条の９の２柱書及び第 106 条の９の３柱書関係）【社福法施行令第 28 条の２及び第 28 条の４】

（ⅱ）小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に要する費用に対する国及び都道府県の交付金の額の算定に当たり、同事業に要する費用を介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の４つの分野で一定の機械的なルールのもと按分する等の算定方法を規定する（社福法第 106 条の９の２各号及び第 106 条の９の３各号関係）【社福法施行令第 28 条の３、第 28 条の５及び第 30 条第２項】

（ⅲ）小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に要する費用に係る小規模市町村の介護保険特別会計から一般会計への繰入れについて、必要なルールを規定する（社福法第 106 条の 10 第２項関係）【社福法施行令第 29 条】

（２）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正（第２条関係）

○　小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業交付金の創設に伴い、補助金等に係る

予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第２条第１項に規定する補助金等を定める規定に同交付金を新たに規定する。【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第２条】

（３）介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正（第３条関係）

○　調整保険料の算定方法を定める規定について、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の創設に伴う所要の規定の整備を行う。【介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）第 17 条】

（４）士士法施行令の一部改正（第４条関係）

○　改正法により准介護福祉士の資格が廃止されたことに伴い、士士法施行令における准介護福祉士に関する規定を削除する。【士士法施行令附則第２条の２から第２条の４まで】

（５）厚生労働省組織令の一部改正（第５条関係）

○　改正法により准介護福祉士の資格が廃止され、関連規定を削除することとしているが、既資格保有者については資格を保持する経過措置を設けることとしているところ、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号。以下「厚労省組織令」という。）においても既資格保有者に関する事務を引き続き規定する。【厚労省組織令附則第４条】

（６）士士法施行令の改正に伴う経過措置（附則第２条関係）

○　今般の制度改正により廃止する准介護福祉士に関する各条文（士士法施行令附則第２条の２から第２条の４まで関係）について、制度改正施行（資格廃止）時に資格を保有している者については、施行後においてもなおその効力を有するものとする経過措置を置く。

（７）その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

・社福法第 106 条の９の２、第 106 条の９の３、第 106 条の 10 第２項
・補助金適正化法第２条第１項第４号
・介保法第 148 条第２項
・国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第７条第４項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 11 月中旬（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日（改正法の施行日と同日）